

## 京都市告示第 226号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成20年8月18日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

上梅ノ木町北部町内会

### 2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に関すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火、防災等に関すること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

### 3 区 域

- (1) 京都市北区紫竹上梅ノ木町のうち紫竹通の北の区域
- (2) 京都市北区小山上初音町のうち紫竹通の北の区域、かつ、新町通の西の区域

### 4 事務所

京都市北区小山上初音町22番地の3

5 代表者の氏名及び住所

黒澤 貞夫 京都市北区小山上初音町22番地の3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成20年8月12日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)